

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		18年		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
亀岡市安町野々神8番地		亀岡市長 栗山 正		
		電話 0771 - 22 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	公務(市役所業務)			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	電力使用量の削減や公用車燃料使用量の削減などの省エネルギーへの取組、組織の見直し等による公用車の整理等により、0.5%のCO ₂ 増加にとどめることを目指す。			
推進体制	市長を環境管理総括者、助役を環境管理委員長とする環境管理委員会において定期的に環境マネジメントシステムの進捗状況を審議するとともに、年1回、市長によるマネジメントレビューを実施する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	全施設	亀岡市地球温暖化対策実行計画を策定、市の事務・事業から排出される温室効果ガスを、16年度を基準年度として、平成22年度までに3.5%の削減を図る。	
	18~19	若宮工場(し尿処理施設)	下水の整備に伴うくみとり量減少により、温室効果ガス排出量3.7%削減を図る。	
	18~19	小中学校	電力・燃料使用量の省エネにより、2%の温室効果ガス排出量削減を図る。	
	19	自動車学校	平成19年度から廃校となり、温室効果ガス排出量100%削減の予定である。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	12,031 t	12,093 t	0.5 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	10,760 t	10,808 t	0.4 %
	排出合計	*1 22,791 t	*2 22,901 t	0.5 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	*1 t	(*2)-(*3) t	%	
特記事項	1 本庁舎においては、平成12年度からISO14001認証取得事業とともに、省エネ・省資源に係る取組を実施しており、平成10年度を基準年度として平成12年度から平成17年度までの6年間平均で5.5%の電力使用量削減を図りました。また、公用車の燃料使用量は6年間平均で17.6%削減しました。 2 上下水道部庁舎においては、平成14年度を基準年度として、平成15年度から平成17年度までの3年間平均で8.6%の電力使用量削減を図りました。また、公用車の燃料使用量は3年間平均で3.6%削減しました。 3 当計画書では、温室効果ガス排出量0.5%増としていますが、市地球温暖化対策実行計画の範囲内となっています。			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。